



技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

2022 年が始まりました。皆様どのようなお正月を迎えられましたか。弊センター事務所が所在する鎌倉市は、年末年始たくさんの人で賑わい、例年、交通規制が実施されます。鶴岡八幡宮の初詣参拝者数は全国 5 位とのこと。一瞬、新型コロナは終わったのかと錯覚しそうになりましたが、オミクロン株による感染が急拡大しています。

今年は、弊センター設立 5 年目の年になります。これまで本当に多くの方にご指導ご鞭撻、また支えられて 5 年目を迎えられたことに厚く御礼を申し上げます。これからも身を引き締め、進めていきます。今年も、どうぞよろしくお願いいたします。

1. 新たな新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化

技能実習生を始めとする外国人の新規入国については、昨年 11 月 8 日に措置が一部見直され、一定の要件の下で段階的に新規入国が認められることになっていました。その後、オミクロン株の世界的な感染拡大を受け、昨年 11 月 30 日より、外国人の新規入国を停止する措置がとられています。緊急避難的措置としての外国人の新規入国停止措置は、「特段の事情」（「外交」等の在留資格、人道上の理由等）がある場合を除き、当面の間、継続されます。

2. 在留資格認定証明書の有効期限の延長

外国人の新規入国停止措置がとられていることから、在留資格認定証明書の有効期間の更なる延長措置が講じられることとなりました。すべての在留資格、すべての国及び地域を対象に、2020 年 1 月 1 日以降に作成された証明書については、「有効とみなす期間」は以下の通りです。

- ①作成日が 2020 年 1 月 1 日～2021 年 10 月 31 日⇒2022 年 4 月 30 日まで
- ②作成日が 2021 年 11 月 1 日～2022 年 4 月 30 日⇒作成日から「6 か月間」有効

なお、在外公館での査証発給申請時に受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能であること」を記載した文書を提出することが条件となります。

3. コラム：団体監理型と企業単独型の違いは？

技能実習生を受け入れる方法は 2 つあります。主として事業協同組合などの監理団体を通して受け入れる「団体監理型」と、企業が独自で受け入れる「企業単独型」です。この 2 つしかありません。この 2 つの違いと、双方のメリット、デメリットについて書きます。

団体監理型と企業単独型の技能実習の在留資格は、実は違います。団体監理型は技能実習Ⅰ、企業単独型は技能実習Ⅱ。カタカナのⅠ、Ⅱで区分されています。つまり在留カードに記載の在留資格を確認すると、その技能実習生が団体監理型か企業単独型の技能実習生か分かるようになっています。在留資格が異なることから、団体監理型と企業単独型の技能実習生数は統計で明らかです。2020年の新規入国技能実習生の内、団体監理型は74,804人、企業単独型は1,652人です（参考：出入国管理統計）。団体監理型が9割と圧倒的です。その理由は、団体監理型と企業単独型の受け入れ要件の違いにあります。つまり企業単独型技能実習生の受け入れ要件の方が、団体監理型技能実習生の受け入れ要件よりも厳しいのです。

2つの違いを簡単に言うと、団体監理型は受け入れるのは簡単ですが、受け入れた後は監理団体の指導を受ける必要があることなどから制約があります。場合によって監理団体は、技能実習生の賃金や労務管理に口を挟みます。他方、企業単独型は、受け入れるのは難しいですが、受け入れた後は比較的自由に技能実習を計画・実施することができます。また単純に、団体監理型は、組合費など監理団体に対する支払いがありますが、一方でその対価として技能実習生の管理が楽になります。24時間365日必要な、技能実習生からの相談を受ける体制構築を監理団体が担ってくれます。企業単独型の場合は、総務部門などが対応します。そこで、行政書士はどちらかというと企業単独型の総務部門の支援に回ることが多いです。しかし、冒頭でも述べましたように、技能実習生の数は圧倒的に団体監理型が多いです。弊センターは、団体監理型を支援することを目的としているところに特徴があります。

~~~~~  
弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代理申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~  
技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>